

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇

〇〇 〇〇

処 分 庁

荒尾市長

審査請求人が令和3年7月11日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、荒尾二造変電所跡の調査を行うため、令和3年5月28日付けで処分庁に戦跡調査申請書を電子メールで申請した。
- 2 上記申請に対し、処分庁は、令和3年5月28日、本件建物が老朽化しており、安全面の配慮からどのような目的であっても本件建物内部への立入りは認めることができないが、外観をフェンスの外から見学することは可能であるとの回答（以下「本件処分」という。）を電子メールで行った。
- 3 審査請求人は、上記2の回答後も処分庁に対し、本件建物内部に入ることができないことに納得がいかないことを伝えたが、処分庁は、令和3年5月31日付けで安全性を理由に改めて本件建物内部に入ることができない旨の回答を電子メールで行った。
- 4 審査請求人は、上記3の回答に対し、令和3年5月31日付けで本件建物内部に入らず、ドアを開けて内部を見学することは可能であるかの確認を電子メールで行った。
- 5 処分庁は、上記確認に対し、令和3年5月31日付けで本件建物から離れたところからドアを開けての見学という条件付きであれば可能である旨の回答を電子メールで行った。
- 6 上記5の回答を受け審査請求人は、令和3年6月21日付けで再度戦跡調

査申請を行った。

- 7 上記申請に対し、処分庁は、令和3年6月22日付け荒文企第227号の2により、本件建物内部への侵入の禁止等の条件を付けて調査を許可した。
- 8 審査請求人は、本件処分により本件建物内への立入りを認められなかったことを不服として、令和3年7月11日付けで本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び補正書において、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分は、文化財保護法第4条第2項の規定に違反しており、違法である。
- (2) よって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の却下を求めている。

(1) 文化財保護法について

荒尾市は本件建物を戦後復興のモニュメントとして取得したが、文化財としては取り扱っておらず、文化財指定も行っていない。また、文化財保護法第93条及び第94条のいわゆる埋蔵文化財にも当たらない。これらのことから、本件建物は文化財保護法にある文化財には該当せず、本件建物内部を公開しないことは文化財保護法の規定に違反しない。

(2) 本件建物内部への立入りについて

本件建物は第二次世界大戦中に建設されたもので、内部の安全性が確保されていないことから建物内部への立入りは禁止している。

しかし、外観の見学は制限しておらず、現地の説明板には説明文と共に見取図や内部写真を載せており、内部の様子が分かるように掲示している。

なお、安全性確保のために立入禁止としている本件建物内部へ審査請求人が立ち入るだけの正当な理由又は権利を確認することはできない。

よって、処分庁が本件建物への立入りを禁止した本件処分は、審査請求人の権利を制限することには当たらない。

(3) 処分性について

行政不服審査法第2条の規定により、審査請求は「行政庁の処分」を対象として提起できると定められている。この「処分」は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（法第1条第2項）をいい、行政庁が国民

に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。

しかし、本件処分は、そもそも公開していない本件建物内部への立入りのお願いに対する回答であり、審査請求人は本件建物内部へ立ち入る権利はなく、その審査請求人へ立入りを禁じた本件処分が審査請求人の権利を制限することはない。

- (4) 以上から、本件建物内部を公開しないことは文化財保護法第4条第2項の規定に違反しない。また、審査請求人は本件建物内部へ立ち入る権利もなく、立入りを禁じた本件処分によって、審査請求人の権利が制限されることはない。

よって、本件処分は行政庁の処分には当たらず、本件審査請求は審査請求をする権利のない者からの審査請求であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

理 由

1 判断

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(中略) 審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう行政庁の処分とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」(最高裁昭和39年10月29日判決)と解されている。

審査請求人は、本件処分が文化財保護法第4条第2項の規定に違反していると主張するが、本件建物は文化財保護法に規定する文化財には該当しておらず、仮に本件建物が文化財に該当するとしても、文化財保護法第4条第2項の規定は、「文化財の保存及び公開についてその所有者その他の関係者の心構えを一般的・抽象的に定めた訓示規定であって、国民ひいては学術研究者に具体的・個別的な権利を付与したものではない」(東京高裁昭和58年5月30日判決)と解されている。さらに、処分庁は本件建物の外観については見学を制限しておらず、また、処分庁が現地に設置している説明板には説明文と共に見取図や内部写真を掲示していることから、本件建物内部への立入りを認めないことをもって直ちに同法に違反すると解することはできない。その他、処分庁は、本件建物は内部の安全性が確保されていないことを理由にこれまでも関係者以外の本件建物内部への立入りを禁止しており、審査

請求人に対しても同様の理由により立入禁止の回答を行ったが、このような立入禁止の趣旨を踏まえてもなお認められるべき審査請求人の正当な理由又は権利を確認することはできない。

そのため、審査請求人が本件建物の現地調査を目的に建物内部への立入りを求め、処分庁がそれに応じなかった行為には、公権力の行使としての性質は認められず、また、これによって直接審査請求人の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとは言い難いことから、審査請求の対象となる処分に該当するものとはいえないと解するのが相当である。

したがって、審査請求人に本件建物内部への立入りを認めなかった行為は存在するものの、当該行為は処分には当たらない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月29日

審査庁

荒尾市長 浅田 敏彦